

令和2年3月13日

住民の皆さまへ

松本広域連合
事務局総務課

職員の懲戒処分等について

職員に対し地方公務員法（以下「法」）に基づく懲戒処分等下記のとおり行いましたので、お知らせします。

本件につきまして、松本地域の住民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

記

1 処分について

- | | |
|----------|-----------------------------------------------|
| (1) 対象者 | 渚消防署 消防士 24歳 男性 |
| (2) 処分内容 | 減給 10分の1 1月 |
| (3) 処分日 | 令和2年3月13日 |
| (4) 処分理由 | 法第29条第1項第1号及び3号に基づく処分
・信用失墜行為の禁止(同法第33条)違反 |

2 事案の概要

平成31年4月27日に職員が飲酒后、建造物に侵入して店舗内を損壊した疑いにより逮捕されたもの。刑事処分については、去る12月25日付けで不起訴となっています。

3 再発防止の取組み

臨時署長会議を開催し、綱紀粛正及び服務規律の確保について徹底を図りました。

【問合せ先】

事務局総務課 TEL0263-87-5460

消防局総務課 TEL0263-25-0119